2023年2月の新情報

1. 法人税

❖ ソフトウェア開発企業に対する法人税優遇措置

2022 年 12 月 8 日付オフィシャルレター第 60516/CTHN-TTHT 号（ソフトウェア開発企業に対する法人税優遇措置について）：

企業の投資プロジェクトが投資優遇分野の要件を満たして法人税優遇措置の対象となる場合、投資優遇分野における廃棄物やスクラップ品の処分等から生じる収益、投資優遇分野の収支に直接関連する為替差益、普通預金の利息及びその他直接関連する収益についても、通達第 96/2015/TT-BTC 号第 10 条第 2 項の規定に従い優遇措置を受けることができる。

2. 個人所得税

❖ 従業員への贈答品・賞与に係る個人所得税

2023 年 2 月 1 日付ハノイ市税務局オフィシャルレター第 3469/CTHN-TTHT 号（従業員への贈答品及び賞与に係る個人所得税について）：

- 従業員が専門業務に応じてレベルアップ・スキルアップを図るための教育研修費用を会社が従業員に代わって支払う場合、この教育研修費は課税所得に算入されない。
- 会社が従業員及び従業員の家族によるコンテストを開催し、個人が獲得した賞金額が 1,000 万 VND を超える場合、会社は通達第 111/2013/TT-BTC 号第 25 条第 1 項 g 号のガイドラインに従い、個人所得税を源泉徴収しなければならない。
- 会社が利益を従業員に給与・賃金以外の現金または現物で支給する場合、通達第 111/2013/TT-BTC 号第 25 条第 1 項 b 号のガイドラインに従い個人所得税を源泉徴収しなければならない。
- 会社が商品券・ギフトカード等または現物（菓子、食器類、衣類等）を贈答品として従業員に支給する場合、この贈答品が給与・賃金にはあたらず、また 2013 年 8 月 15 日付財務省通達第 111/2013/TT-BTC 号第 2 条第 10 項に定めるケースに該当しなければ、受け取った従業員がこの贈答品について個人所得税を申告・納税する必要はない。

3. 付加価値税（VAT）

❖ L/C 取引における VAT 税率について

2023 年 2 月 6 日付オフィシャルレター第 3868/CTHN-TTHT 号（L/C 取引における VAT について）：

信用状（L/C）は代金決済サービスの提供の一形態であるため、VAT 非課税の対象とはならない。L/C による決済サービスを提供する組織は規定に従い VAT 申告・納税を行わなければならない。

❖ 輸出加工企業に工場を貸し出す場合の VAT 税率

2022 年 12 月 16 日付 Bac Ninh 省税務局オフィシャルレター第 4127/CTBNI-TTHT 号（輸出加工企業に工場を貸し出す活動に係る VAT 税率について）：

- 会社が輸出加工企業と工場レンタル契約を締結した場合、その土地区画が当該輸出加工企業の投資登録証明書「プロジェクト実施地点」項目に明記された地点であり、且つ 2013 年 12 月 31 日付財務省通達第 219/2013/TT-BTC 号第 9 条第 2 項に定める適用要件を満たしていれば、法律の規定に従い VAT 税率 0%のインボイスを発行する。
- 会社が輸出加工企業に家屋、会議場、事務所、ホテル、倉庫を貸し出す場合は、規定により VAT 税率 0%を適用することはできない。

4. インボイス

❖ VAT インボイス発行

2023 年 1 月 31 日付ハノイ市税務局オフィシャルレター第 3372/CTHN-TTHT 号（VAT インボイス発行について）：

- 当月中（月次申告の場合）または四半期中（四半期申告の場合）に商品・サービスの輸出取引がある事業者で、未控除の仕入 VAT 残高が 3 億 VND 以上ある場合、月ごとまたは四半期ごとに VAT 還付が認められる。
- 当月中または四半期中の未控除の仕入 VAT 残高が 3 億 VND に満たない場合は、2022 年 7 月 29 日付政令第 49/2022/ND-CP 号第 1 条第 2 項

©KMC Professional®2023, All Rights Reserved

の規定に従い、翌月または翌四半期に売上 VAT から控除することができる。

仕入 VAT 控除・還付を受けるための輸出商品・サービスは、2013 年 12 月 31 日付財務省通達第 219/2013/TT-BTC 号第 16 条に定める要件を満たさなければならない。

❖ レジから発行する電子インボイスの導入

2023 年 1 月 18 日付オフィシャルレター第 607/CCTQ1-TTHT 号（レジから発行する電子インボイスの導入について）：

対象者：

- グループ 1：飲食店・レストラン・ホテル経営
- グループ 2：商品小売（ショッピングセンター、スーパー、消費財小売等）
- グループ 3：医薬品小売
- グループ 4：その他サービス（アミューズメント・エンターテイメントサービス、通行券、バスチケット、観覧券、旅行券…）

レジから発行するインボイスの導入要件：

- 税務局とのやり取りを電磁的方法で行えること（デジタル署名を取得し、電子申告・納税アカウントを開設する等）。
- インターネットや E メールに接続できる PC 等の IT インフラがあること。
- 電子インボイスソフト（電子インボイスを発行し、データを購入者及び税務機関に転送することが可能なソフト）を使用すること。

納税者が税務機関の認証コードを付した電子インボイスをレジから発行することを希望する場合は、上述の基本要件に加え、2022 年 9 月 21 日付税務総局決定第 1510/QD-TCT 号の規定に従ってインボイスデータのフォーマットに準拠するよう電子インボイスソフトを変更するだけでよい。

レジから発行するインボイスの使用登録：

- 納税者は、レジから発行する電子インボイスの使用登録を 2020 年 10 月 19 日付政令第 123/2020/ND-CP 号 付録 IA のフォーム No. 01/DKTD-HDDT により行う。
- 納税者が初めて電子インボイスを使用し、税務機関の認証コード付き電子インボイスをレジから発行する場合、電子インボイスサービスプロバイダーを通じて登録すること。
- 電子インボイスの使用登録を完了した納税者が、レジから発行する税務機関の認証コード付き電子インボイスの使用登録を希望する場合、サプライヤーを通じて、もしくはウェブサイト https://hoadndientu.gdt.gov.vn. から登録情報を変更することができる。

導入ロードマップ：

１区税務支局は、レジから発行する税務機関認証コード付き電子インボイスを 2022 年 12 月 15 日から 2023 年 3 月末までを第 1 フェーズとして導入する見込みである。

5. 労務

❖ 社会保険料納付済みの月次給与・収入の調整

2023 年 1 月 3 日付労働・傷病兵・社会省通達第 01/2023/TT-BLDTBXH 号（社会保険料納付済みの月次給与・収入の調整額について）：

政令第 115/2015/ND-CP 号第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく社会保険料納付済みの月次給与・収入の調整対象：

- 国が定める給与制度の対象となる労働者で、2016 年 1 月 1 日以降に社会保険に加入し、2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に一時金を受給した場合、もしくは死亡後に遺族が死亡一時金を受給した場合。
- 雇用者が定める給与制度に応じて社会保険料を納付した者で、2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に年金・退職一時金・社会保険一時金を受給した場合、もしくは死亡後に遺族が死亡一時金を受給した場合。
- 社会保険料を納付した月次所得を政令第 134/2015/ND-CP 号第 4 条第 2 項の規定に基づき調整する任意加入者で、2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に年金・退職一時金・社会保険一時金を受給した場合、もしくは死亡後に遺族が死亡一時金を受給した場合。

この通達は 2023 年 2 月 20 日から有効となり、規定は 2023 年 1 月 1 日から適用される。

❖ 社会保険受給対象となる職業病についての規定

2016 年 5 月 15 日付保険省通達第 15/2016/TT-BYT 号の一部条項を変更・補足する 2023 年 2 月 9 日付保険省通達第 02/2023/TT-BYT 号（社会保険受給対象となる職業病について）：

- １つめの第 3 条に次のとおり第 35 項を補足する。「35. 職務従事中に罹患した新型コロナウイルス感染症及び診断・認定に関するガイドラインは、本通達の付録 35 に規定する。」
- ２つめの第 3 条を第 3 条 a に修正する。

©KMC Professional®2023, All Rights Reserved

- 職務従事中に罹患した新型コロナウイルス感染症の診断・認定のガイドラインとして、本通達に付録 35 を補足する。
- 職務従事中に新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に曝露したことを証明する合意書として、本通達に付録 36 を補足する。

施行日：

- 本通達は 2023 年 4 月 1 日から有効となる。
- 本通達付録 35 第 3 項に定める職業に従事する者が、2020 年 2 月 1 日から本通達発効日までの間に職業曝露によって新型コロナウイルス感染症に罹患したと診断された場合、職業病の診断・認定書類を作成し、現行法の規定に基づき社会保険を受給することができる。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本ニュースレターは、ベトナムにおける税務・会計・投資・労務に関する規定の概要をアップデートすることを目的としています。個々の事例については各分野の専門家にご相談ください。

©KMC Professional®2023, All Rights Reserved